

6 健介保第 1585 号
令和 6 年 11 月 25 日

市内有料老人ホーム 管理者 様
市内サービス付き高齢者向け住宅 管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について（通知）

厚生労働省が定める有料老人ホーム設置運営標準指導指針の一部改正に伴い、名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針も一部改正しましたので、通知します。なお、当該通知は有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅にも送付しております。

1 主な改正内容

- (1) 老人福祉法施行規則及び介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 135 号）の施行を踏まえた重要事項説明書の改正

老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）に規定する有料老人ホームの設置者が都道府県知事へ報告すべき事項に、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の適正化の推進、安全管理及び衛生管理に係る取組状況を追加する改正が行われたことを踏まえ、重要事項説明書の一部を改正することとした。

- (2) 重要事項説明書

上記(1)に加え、令和 6 年度介護報酬改定による加算の項目を変更、追加した。

なお、本市における重要事項説明書は厚生労働省が推奨する情報公表システムに対応するためのexcel様式であり、本改正によりVer1.1からVer1.2に変更する。

- (3) その他

本改正は重要事項説明書の一部改正のみであり、当該指針本文の改正はない。

3 本通知の施行日

令和 6 年 12 月 1 日から施行します。

※ 施行日より先行して新しい重要事項説明書の様式（Ver1.2）を使用することは差し支えありません。

4 その他

改正後の指針、重説等については、NAGOYA かいごネットに掲載しております。

NAGOYA かいごネット「ホーム」－「事業者向けはこちら」－「有料老人ホームの届出」

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/charge/>

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

【施設指定担当】

電 話 0 5 2 - 9 7 2 - 2 5 3 9

F A X 0 5 2 - 9 7 2 - 4 1 4 7

メール a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

【居宅指導担当】

電 話 0 5 2 - 9 5 9 - 3 0 8 7

F A X 0 5 2 - 9 5 9 - 4 1 5 5

メール a2592-04@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp